

令和8年度 日立地区 森林環境保全整備事業(保育間伐活用型)

作 業 仕 様 書

本請負事業の作業仕様書は、製品生産事業請負標準仕様書（19 林国業第 239 号平成 20年 3 月 31 日）及び関東森林管理局製品生産仕様書（17 関販第 100 号平成 18 年 3 月 30日）を適用するものとする。

特 記 事 項

この請負事業に対する特記事項は次に示すとおりとする。

1. 森林作業道の作設について

- （1）森林作業道の作設は「森林作業道作設指針」（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）に基づき行うこととし、別紙「森林作業道作設に係る特記仕様書」のとおりとする。
- （2）請負者は、作設する森林作業道の路網計画を明示した図面を含めた事業計画書を森林管理署長等に提出し、承認を受けなければならない。
- （3）請負者は、（2）で承認を受けた森林作業道の路網計画に変更が生じたときは、その内容について事業計画を変更のうえ発注者に提出し、承認を受けなければならない。
- （4）発注者は、伐採・搬出期間中及び搬出後の契約履行状況等を確認し、確認を受けた路線等が路網計画と異なる施工等により林地保全上特に問題があると認めるときは、請負者の負担において盛土の転圧、排水溝の設置等の必要な措置を命じることが出来る。この場合において、請負者は発注者の命に応じ、必要な措置を講じなければならない。

2. 国有林野の貸付地或いは民有地を使用する場合について

- （1）事業箇所周辺等には、国有林野を第三者に貸し付けている国有地や民有地が所在している場合もあり、事業実行上、それらの土地の使用が必要となる場合は、事前に事業者責任において当該土地権限者等の承諾等を得ること。
- （2）事業実行にあたり、地元住民や土地権限者等と十分な意志疎通を図るとともに、事故・紛争等が生じないよう努めること。

3. 事業用車両の通行について

- （1）事業用運搬路として公衆に供する道路や林道を通行するにあたっては、道路敷・周辺構造物等の第三者所有物に損害を与えないこと。また、林道及び道路施設への損傷や汚損するような行為があった場合は、原因者負担の原則により対処すること。
- （2）車両の安全運行、過積載防止等については、法令に基づき荷主又は事業者の責任により行うこと。

4. 生産請負材の生産管理について

- (1) 生産請負材（以下「生産材」という。）については、承認を受けた事業計画に基づき、計画的かつ円滑な実施に努めること。
- (2) 生産材は、事業地での生産から受け入れ市場における販売まで一貫して行うため、素材の生産状況、市場の土場の貯材状況、市場における当該素材の検知、仕分け、極積及び販売の進捗状況等を勘案し、森林管理署長が指定した職員（監督職員等）の指示の下、素材の円滑な搬出・受入に必要な調整を行うこととする。
- (3) システム販売材については、事業地毎の土場あるいは最寄りの集積土場に仕分け巻立・検知で完了させることとなるので、森林管理署長が指定した職員（監督職員等）の指示の下、素材の円滑な巻立てに必要な調整を行うこと。また、極積については末口を一方にそろえて極積すること。なお短尺材はその限りではない。

5. 山火事発生時等における消火活動等への協力について

請負者は、事業実行期間中において、山火事や集中豪雨に伴う土砂災害等が発生した場合は消火活動や復旧作業等への協力に応じること。

6. 放射線障害防止措置について

請負者は、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成23年厚生労働省令第152号）に基づき、特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

7. 事業進捗状況管理

- (1) 製品生産事業請負実行管理基準に定める作業日報は、日報様式2又は日報アプリの入力
- (2) 様式1「工程管理表（月別）」又は日報アプリの工程管理表により月ごとの集計表を作成できることとし、翌月10日までに提出すること。

8. チェーンソー作業における労働災害の防止について

チェーンソー作業における労働災害の防止について厚生労働省の定める「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（平成27年12月7日付け基発1207第4号）に基づき、請負者は作業員にチャップス等の防護衣を着用させることとし、その使用を適切に管理しなければならない。

9. CSF(豚熱) への対応について

CSF(豚熱) の感染拡大防止のため、茨城県におけるCSF対策を熟知して適切な対応に努めること。

10. 熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行について

別紙「熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行について」のとおりとする。

11. 安全確保に資する衛星携帯電話の利用について

別紙「安全確保に資する衛星携帯電話の利用について」のとおりとする。

1 2. 事業実行上特に留意する事項

- (1) 奥撫事業地（1164い2、ろ林小班）については、鈴平林道経由による搬出を予定している。途中、私有地内の作業道を利用することとなるため、上記3のとおり作業道や私有地内の保全を徹底すること。
- (2) 藤兵衛沢事業地（1194ほ、ち林小班）については、赤根第2林道経由による搬出を予定している。今年度、同じ林道を利用して藤兵衛沢林業専用道の災害復旧工事を施工するため、通行に当たっては事業者間で調整を行うこと。
- (3) いずれの事業地も、私有地の境界に接することから、境界標を棄損しないように作業を行うこと。また、事業にて発生した土砂・枝条等は私有地に存置しないこと。
- (4) 急傾斜地では、路網を無理に作設せず、ウインチを用いた集材等を検討し、事業実行困難と思われる箇所については速やかに監督職員に報告すること。

森林作業道作設に係る特記仕様書

本特記仕様書は、「森林作業道作設指針」（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）に基づき、地形・地質、気象条件やこれまでの関東森林管理局管内における路網施工状況等を踏まえ定めたものである。

作設する路網は間伐等による木材の集材・搬出、主伐後の再造林等の森林整備に継続的に用いられる森林作業道であり、路体は堅固に締め固めた土構造を基本に、構造物は地形・地質等の条件からやむを得ない場合に限り設置することとし、本特記仕様書により作設する。

なお、本特記仕様書に指定していないものについては、森林作業道作設指針によることを基本とする。

1. 路網

(1) 配置

路網は、フォワーダ等車輛系林業機械（以下、林業機械等という）が安全に走行でき、かつ作業システムの効率性が効果的に発揮されるよう次の点に留意し配置する。

- ①地形・地質の安定している安全な箇所を通過するよう配置する。
- ②地形に沿った屈曲線形となるよう配置する。
- ③排水を考慮した波形勾配となるよう配置する。
- ④急勾配区間とカーブの組合せは極力避けるよう配置する。
- ⑤S字カーブは連続して設けないようにし、カーブ間に直線部を設けるよう配置する。

(2) 幅員

幅員は、概ね3mとする。ただし、林業機械を用いた作業の安全性及び、作業性の確保に必要な区間に限って、0.5m程度の余裕を付加することができる。

(3) 勾配・排水

縦断勾配は、土質や使用する機械の能力等を考慮し、集材又は苗木等の運搬作業を行う林業機械等が、木材等を積載し安全に上り走行・下り走行ができる勾配で計画する。

横断勾配は、原則として水平とするが、水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて丸太等による路肩侵食保護工、盛土のり面の保護措置をとる。

特に、木材積載時の下り走行におけるブレーキの故障や、雨天や凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避ける。

排水は、縦断勾配を緩やかな波状にすることにより、こまめな分散排水を行うこととし、排水先は安定した尾根部や常水のある沢にする等して、路面に集まる雨水を安全、適切に処理するとともに次の点に留意する。

- ①カーブ区間に係る排水は、カーブ上部の入り口付近で行う。
- ②地下水の湧出又は地形的な条件による地表水の局所的な流入又は滞水がある場合には、これらを側溝又は横断排水施設等により排水する。

2. 施工

(1) 切土

切土高は、ヘアピンカーブの入口など局所的にやむを得ない場合を除き、1.5m程度とする。

切土のり面勾配は、直切りを標準とする。ただし、切土高が高くなる場合、または、土質に応じて6分（岩石の場合は3分）とする。

(2) 盛土

盛土については、地山に段切りして基盤をつくった上で、30cm程度の層ごとにバケット及び履帯を用いて十分に締め固める。

なお、緊密度の低い土砂の場合は、盛土・地山を区分せず、路体全体を30cm程度の層ごとに締め固め、路体全体として十分な強度をもたせる。

盛土のり面勾配は、概ね1割とする。盛土高が2mを超える場合は、1割2分程度とする。

ヘアピンカーブの盛土箇所では、締め固めを繰り返し行ったり、構造物を設けるなどして、路体に十分な強度をもたせる。

盛土の土量が過不足する場合は、山側から谷側への横方向での土量調整だけでなく、前後の路床高の調整など縦方向での土量調整も行う。

(3) 簡易構造物等

構造物は、安全確保の観点や地形・地質等の制約から、やむを得ない場合にのみ設置する。その場合、転石等現地発生資材の活用を図りつつ、利用の頻度やコスト等を考慮して適切なものを選定する。

(4) 伐開

伐開は、幅員に応じた必要最小限の幅とする。

3. 周辺環境への配慮

森林作業道は、人家、道路、鉄道その他重要な保全対象（以下、人家等という）又は水道の取水口が存在する場合は、その直上では極力作設しない。

事業実行中は、人家等に対し、土砂の流出、土石の転落及び伐倒木等の落下を防止するために必要な措置を講じる。

また、希少な野生生物の生息・生育情報を知ったときは、監督職員に報告し、指示を受ける。

4. その他

(1) 表土、根株の扱い

根株やはぎ取り表土は、盛土のり面保護工として利用する。表土は心土と交互に概ね30cm毎の層毎にバケット等で十分締め固めて盛土法面に固定する。根株は、表土や心土等とともに十分締め固めるとともに作業に支障のないように固定する。

根株の上に根株を幾つも重ねて積み上げることや、根株を丸ごと路体内に完全に埋設することは、締め固めが難しくなるので避ける。また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜等から、盛土のり面保護工に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用等を図る。

(2) 事業終了時において、洗掘を防ぐための水切りを登坂部分等に入れる。

(3) 現地の状況により本仕様書の事項によりがたい場合は、監督職員と協議のうえ決定する。

採 材 方 針

1. 材長は正確に測り、延寸として10cm程度を各長級に加え、採材する。
2. 商品価値に影響する、曲り、腐れなどは十分精査し除去する。
3. スギ・ヒノキの3m柱材は、多節でないものを採材する。
4. スギの3.65m材は、根柢部分を除いた箇所から則尺し採材する。
5. スギ材の28cm以上（太物）で多節・荒目材については4mに採材する。
6. 造材寸法書は、需要動向に変動があった場合その都度変更の指示をする。
7. 事業地により材質などが異なることから、採材方針によらない場合は、監督職員等の指示を受けること。

造 材 寸 法 書												
材 材	用 用	発 開	要 需	寸 法		用 途	備 考					
				長 級 (m)	径 級 (cm)							
材 材	用 用	発 開	要 需	ス	4	9上	構造材・土木用材	直材に限る				
					3.65	28上	造作材・板割材	〃				
					3	9上	構造材・土木用材	〃				
					3	16～28	柱材	〃				
					2	16～44	集成材・板割・構造材	直材に限る 末口と元口の差は4cm未満 変形木・元張りは除く				
				2	6上	低質材						
				キ				ノ	4	9上	土台・構造材・土木用材	直材に限る
									3	9上	構造材・土木用材	〃
									3	16～28	柱材	〃
									2	16～44	集成材・板割・構造材	直材に限る 末口と元口の差は4cm未満 変形木・元張りは除く
2	6上	低質材										

極 積 方 法

樹 種	寸 法		備 考
	長 級 (m)	径 級 (cm)	
ス ギ	4.00	9～14	
	4.00	26上	
	3.65	28上	
	3.00	9～14	
	3.00	16上	
	2.00	16～44	
	2.00	6上	(低質材)
ヒ ノ キ	4.00	9～14	
	4.00	16上	
	3.00	9～14	
	3.00	16上	
	2.00	16～44	
	2.00	6上	(低質材)

需要動向に変動があった場合その都度変更の指示をする。

事業地により材質などが異なることから、採材方針によらない場合は、監督職員等の指示を受けること。

工程管理表(月分、最終)

分任支出負担行為担当官

令和 年 月 日

茨城森林管理署長 殿

事業体名		主間伐別	
契約事業名		生産量(m ³)	当月
事業期間		作業道(m)	当月
			累計(A)
			累計

作業工程・使用機械		当 月					累 計					生産性 A/B (m ³ /人日)
		作業時間 (時間)	人工数 (人日)	機械運転時間 (H)	燃料給油量 (ℓ)	油脂給油量 (ℓ)	作業時間 (時間)	人工数 (B) (人日)	機械運転時間 (H)	燃料給油量 (ℓ)	油脂給油量 (ℓ)	
作業道作設	バックホウ											
伐倒	チェーンソー											
	ハーベスタ											
	計											
集材①(木寄)	グラップル											
	スイングヤーダ											
	荷掛(人力)											
	計											
造材	プロセッサ											
	チェーンソー											
	計											
集材②(運材)	フォワーダ											
	グラップル(巻立)											
	計											
片付・整理	集材架線設置・撤収											
	踏査											
	打合せ											
	その他											
	計											
合計(時間)												

注1 本様式は毎月作成し翌月10日までに提出する。事業終了後は完了検査までに最終版を提出する。

注2 本様式は、主伐、間伐別に作成し合計し、主伐、間伐、合算したものをそれぞれ提出する。

注3 当月生産量欄には、月毎の検査済数量(=部分払数量)を記入する。

注4 生産性欄は、生産量累計(作業道延長累計)を人工数で除して求めた数値(小数点一位止)を記入する。

作業日報

年月日		天候	
契約事業名			
作業箇所		主間伐別	

作業工程・使用機械	作業時間	計							機械 運転時間 (H)	燃料 給油量 (ℓ)	油脂 給油量 (ℓ)	備考
作業道作設	バックホウ											m
伐倒	チェーンソー											本
	ハーベスタ											本
集材①(木寄)	グラップル											本
	スイングヤーダ											本
	荷掛(人力)											本
造材	プロセッサ											本
	チェーンソー											本
集材②(運材)	フォワーダ											台
	グラップル(巻立)											台
片付・整理	集材架線設置・撤収											
	踏査											
	打合せ											
	その他											
計(時間)												

- 注1 本様式は、主伐、間伐別に作成する。
- 注2 作業工程ごとの使用機械は、実態にあわせて書き換えて使用する。
- 注3 作業時間は、休憩時間を含まない実働時間を記入する。
- 注4 作業道作設欄には、作業道作設、土場作設に係る全ての作業時間(支障木伐倒、開設、修繕など)を記入する。
- 注5 集材①欄には、スイングヤーダ、グラップル等による林地から作業道端までの集材に係る作業時間を記入する。
- 注6 集材②欄には、フォワーダ等による作業道から山元土場までの搬出に係る作業時間を記入する。
- 注7 機械運転時間は各機械稼働時間の計、燃料給油量、油脂給油量は各機械の給油量の計を記入する。
- 注8 軽微な機械修理、待ち時間は各工程に含めて記入する。
- 注9 保育間伐存置型の作業時間は記入しない。

熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行について

1 本事業は、日最高気温又は暑さ指数の状況に応じた熱中症対策に資する現場管理費率等の補正の試行を行う対象事業である。

2 用語の具体的な内容は、次のとおりである。

(1) 真夏日

日最高気温が 30 度以上の日（気象庁が公表している地上気象観測所等の気温）又は暑さ指数（WBGT 値）が 25 度以上の日（環境省が公表している観測地点の暑さ指数）。

(2) 事業期間

事業着手日から事業終了日までの期間をいう。なお、年末年始休暇分として6日間、7月、8月又は9月を含む事業では夏季休暇分として3日間、事業中止期間は含まない（事業期間には不稼働日も含む）。

(3) 真夏日率

事業期間内の真夏日を事業期間で除した割合をいう。なお、不稼働日は事業期間内の真夏日に含めないものとする。

$$\boxed{\text{真夏日率} = \text{事業期間中の真夏日} \div \text{事業期間}}$$

3 請負者は、契約締結後に提出する事業計画書に、事業期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載し、監督職員へ提出する。

なお、当試行に取り組まない場合は、事業計画書への記載は不要である。

4 気温の計測方法については、事業現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT 値）を用いることを標準とする。

ただし、これによりがたい場合は、あらかじめ監督職員と協議の上、気象業務法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 101 号）第 1 条の 3 の表に基づく気象庁以外の者の行う観測の技術上の基準を満たした方法により得られた事業現場の気温の計測結果又は JISB7922 に準拠した電子式湿球黒球温度指数計（精度区分クラス 2 以上）により測定した値を用いることも可とする。

なお、計測資料の取得又は計測に要する費用は請負者の負担とするものとする。

5 請負者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

6 発注者は、請負者から提出された計測結果の資料を基に補正値を算出し、現場管理費率等に加算し請負金額の変更を行うものとする。

$$\boxed{\text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} ※} \quad ※\text{補正係数は} 1.2 \text{ とする。}$$

安全確保に資する衛星携帯電話の利用について

1. 本事業は、安全確保に資する衛星携帯電話の利用に当たって共通仮設費等へ計上することができる。
2. 請負者は、あらかじめ事業現場の通話状況を確認した上で、利用する衛星携帯電話を準備しなければならない。
3. 請負者は、事業計画書提出後に準備した衛星携帯電話で試験通話を行い、事業現場において現場代理人が所有している携帯電話が通話不可及び衛星携帯電話が正常に通話できるか監督職員の確認を受けなければならない。請負者は、監督職員が通話に支障ありと判断した場合は、発注者と請負者で協議し、衛星携帯電話の変更又は利用を中止するものとする。
4. 請負者は、衛星携帯電話の利用に当たって、次の事項を事業計画書に記載し、監督職員の確認を受けるものとする。なお、事業計画書提出時に利用予定がない場合においても、後日利用を希望する際は、同様に取り扱うものとする。
 - ① 衛星携帯電話事業者名
 - ② 衛星携帯電話サービス名
 - ③ 衛星携帯電話及びこれに関連する機器類（以下「使用端末等」という。）
 - ④ 利用料金
 - ⑤ 利用期間（〇月〇日～〇月〇日まで）
 - ⑥ 本事業以外の事業への供用の有無
他事業名（署名・物件名）
5. 対象とする経費は、1台分のリース代金を原則とする。ただし、リース不可の場合は、衛星携帯電話の購入代金を基に損料を算出し、発注者と請負者で協議するものとする。
6. 請負者は、事業着手日から事業終了日における衛星携帯電話に関する費用の支払証明書類等を提出するものとする。なお、事業終了日については、事業終了の見込み日を協議し、別途定めたみなし日とすることも可能とする。
7. 対象経費の計上に伴う請負金額の変更は、最終変更契約において行うものとする。
8. 衛星携帯電話を、本事業以外の事業地で共用することは妨げない。ただし、同一期間に係るリース料金等を本事業以外の請負契約の経費として計上することはできないものとする。また、事業途中で本事業以外でも当試行による衛星携帯電話を供用することとなった場合には監督職員に申し出ること。